



Title	精神病の日本近代：〈憑依〉の再定義という視座からの思想史的考察
Author(s)	兵頭， 晶子
Citation	大阪大学， 2007， 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49106
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 ひょう どう あき こ 兵 頭 晶 子

博士の専攻分野の名称 博 士 (文 学)

学 位 記 番 号 第 2 1 5 3 1 号

学 位 授 与 年 月 日 平成 19 年 9 月 26 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第 4 条第 1 項該当

文学研究科文化形態論専攻

学 位 論 文 名 **精神病の日本近代－〈憑依〉の再定義という視座からの思想的考察－**

論 文 審 査 委 員 (主査)

教 授 川村 邦光

(副査)

教 授 荻野 美穂 教 授 杉原 達 准教授 富山 一郎

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の序章では、先行研究を踏まえて、問題意識と方法が提示されている。憑依の再解釈・定義によって構成された精神病概念を歴史的コンテクストで検討すること、すなわち「精神病の歴史化」を通じて、人間観・世界観の変容を解明することが課題として設定される。第 1 章では、精神病学者の呉秀三などが膨大な歴史書を渉猟して、精神病概念に収まりきれない憑依現象を収集した一方で、人格変換や無意識という観点から憑依を精神病として再定義しようとしたと指摘し、その近代的な人間観・世界観を浮かび上がらせている。第 2 章では、近世後期の儒医において、憑依が「邪祟論」から民衆自身の心性の問題として語られていたことを明らかにし、それが精神病学の精神病に関する言説とは異なったものであることを指摘する。第 3 章では、民間と精神医学の憑依に対する解釈の相違に関して論じられる。前者では憑依が一時的な心身状態の乱れと解釈され、その状態の乱れを修復することによって回復するとされた。後者では、外部からの要因によるのではなく、遺伝や生活歴を素因とし「個性」に基づいて発病した「存在の病」、人格転換と解釈され、「祈禱性精神病」と命名され再定義されていったことを指摘する。第 4 章では、「憑物筋」と「患者筋」が取り上げられる。差別の対象であった「憑物筋」から、憑かれる側が「患者筋」として析出され、家筋と遺伝が重ね合わされるとともに、当事者の個人としての精神や人格が問題視されていった社会思想的意味が論じられている。

第 5 章では、憑依の世界を根底にもつ民間療法や民衆宗教では靈魂・精神＝spirit に、他方、精神医学や心理学では心理・精神＝psycho に依拠して、精神の理論化が行なわれ、両者の対立・相克していった様相が思想的コンテクストで論じられる。第 6 章では、精神病患者の処遇を規定した精神病患者監護法（1900 年）の不十分性が問題視され、また精神病患者の犯罪を免責する旧刑法（1882 年）も問題視され、個性において罪を犯すとする新刑法の制定（1907 年）のもとで、累犯の可能性をもつとされる精神病患者を永続的に監禁する精神病院法が制定（1919 年）されていったことが論じられている。第 7 章では、社会において危険視された精神病患者に対して、未然の危険を防止し、貧困から救済するために、社会政策といった形で対応され、慈善救済の名のもとで監視と監禁が推進されることによって、社会政策・社会事業の場で刑法の保安全管理機能が拡大していくことになり、病者やその家族が地域から孤立していったことが指摘される。終章では、全体のまとめとして、民間療法から精神病院へと転換した事例が取り上げられ、憑依の世界観や民間療法が否定され、危険とされた精神病患者を拘束し監禁する施設として変質していったことが明らかにされる。そこに近代日本の精神病が辿ったひとつの帰結が指摘されている。

論文審査の結果の要旨

本論文では、近世から明治・大正・昭和にいたる歴史的なプロセスにおいて、精神病の概念がどのように形成され変容し、それによって精神病患者とみなされた者がどのように捉えられ、その処遇にどのような影響を及ぼしてきたのかを思想史の領域から考察することを中心的課題とし、すぐれて意欲的な論文となっている。まず第1に、精神病また精神病患者に関する言説を精神医学内部から解き放ち、広範な思想史的コンテクストに位置づけて考察したことが評価できよう。精神病の概念は西洋近代の生理学的な精神病学の概念を単に移入して成立したわけではなかった。精神病学の立場から、精神病とみなした憑依という民間の宗教民俗的現象を再定義することから出発し、外部からの霊的な原因の影響による一時的な心身状態の不調・変調という民間での憑依の解釈を否定し、個人の内部での脳・神経作用の異常、また精神や人格の異常・転換として解釈していく。すなわち、外界との関係性における〈状態〉の病から、内部に単一なものとして措定される個人性をもつ存在である人間の〈存在〉の病へと転換されていったことが、近世の医家や精神病学者の言説を考察することによって明らかにされている。第2に、本論文では、精神医学の理論の構成のされ方、及び精神病患者に関する法律策定の経過を当時の西洋近代の精神医学のみならず、法学や刑法学、心理学、教育学、また帝国議会の議事録などの資料を渉猟し、思想史的・社会思想史的領域の中に位置づけて体系的に分析し、その学問の知の担った権力の様相を明らかにした点は評価に値する。特に精神病概念を無限に拡張させ、社会的に問題視される者を規定することになる「中間者」概念の考察は大いに評価できる。この中間者の概念は社会的に潜在的な危険性があるとされた者を包摂する、いわばブラック・ボックスとなり、精神病患者の範囲を無原則的に拡大させたばかりでなく、社会の保安を目的として、危険な病者とみなされた者を未然の危険を防止するために拘禁することを可能にし、精神医学者が社会政策へと介入して、権力を行使していったことを批判的に分析し、そして保安処分に関する精神医学者の言説を思想史的コンテクストにおいて考察した点は、今日の精神医療を再考していくうえで重要であると考えられる。第3に、本論文では批判的立場を鮮明にし、過去の精神医学者の言説を理論的に分析するだけに終始せず、現在の問題として提起している点が評価できる。すなわち、精神病患者として監視・監禁されてきた人々の立場を踏まえて、絶えず視野に入れながら議論を展開するとともに、現代の人間観や世界観の成立・展開を問題視し問い直そうとする姿勢が徹底して貫かれているのである。

本論文では、多角的な視野から精神医学の言説が分析されているが、精神医学それ自体ひとつのまとまったものではなく、いくつかの *psycho* の潮流・言説があり、精神医学の近代主義的な世界観や人間観を批判する多様な言説も視野に収めて検討する必要があるだろう。精神病学の精神病概念が憑依の再定義を通じて構築された側面もあったと考えられるが、西洋の精神医学理論の展開とその移入や影響をさらに検討する作業が課題として残されている。だが、こうした残された課題はもとより本論文の意義を損なうものではなく、今後の研究を深化させていく課題と考えられるべきものである。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものであると認定する。